

協定項目	5	協議項目	財産及び公の施設の取扱い	檜山北部3町合併協議会資料
------	---	------	--------------	---------------

町有財産の状況

(単位: m²)

項 目 (総 括)		大 成 町		瀬 棚 町		北 檜 山 町	
主 な 財 産	行 政 財 産	土 地	建 物	土 地	建 物	土 地	建 物
			392,820 m ²	46,828 m ²	523,033 m ²	48,616 m ²	1,736,390 m ²
	普 通 財 産	8,448,208 m ²	3,685 m ²	4,952,600 m ²	7,803 m ²	17,632,432 m ²	6,144 m ²
	有価証券・出損及び出資	219,272千円		201,409千円		1,286,867千円	
	基 金	736,526千円		784,614千円		1,484,339千円	
	備 荒 資 金	33,401千円		55,756千円		204,210千円	
債 務	地 方 債	4,552,860千円		8,110,168千円		10,504,182千円	
	債務負担行為に基づく平成15年度以降の支出予定額	45,620千円		123,351千円		954,071千円	

(平成14年度決算数値)

【参考法令】

- ・市町村の廃置分合をする場合において財産の処分を必要とするときには、「関係市町村が協議してこれを定める。」(地方自治法第7条第4項)とされている。
- ・「財産とは公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。」(地方自治法第237条第1項)とされており、「公有財産」とは、不動産、有価証券、出資による権利等とされている。(同法第238条)
- ・「公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。」(地方自治法238条第2項)とされており、「行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。」(同条第3項)とされている。
 - ・「物品とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産(政令で定める動産を除く。)をいう。」(地方自治法第239条第1項)とされており、「債権とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。」(同法第240条)とされている。
 - ・普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。(地方自治法第241条第1項)
- ・普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起すことができる。(地方自治法第230条)
- ・歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。(地方自治法第214条)

基金の調整方法及び起債の取扱い

基金の調整すべき課題	基金の調整方法	
	方 向 性	時 期
<p style="text-align: center;">釧路地域 6 市町村合併協議会での取扱い事例</p> <p>各町が持っている基金を各町の特殊事情を配慮し、以下のとおり統合、再編等を行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 統合一本化するもの (2) 類似趣旨の基金を統合再編するもの (3) 単独設置するもの (4) 地域限定とするもの (5) 廃止するもの 	統合 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> ┌─── 同一内容 ───┐ │ (制度上同じであるので、現行のまま新町に引き継ぐ。) │ └─── 一本化 ───┘ │ (新町の事務事業と一体化し、新町に引き継ぐ。) │ </div>	<div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-right: 10px;"> ┌─── 合併時 ───┐ │ 経過措置 (年程度) │ └───┘ </div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-right: 10px;"> ┌─── 合併時 ───┐ │ 経過措置 (年程度) │ └───┘ </div>
<p>起債の取扱いについて</p>		
<p style="text-align: center;">釧路地域 6 市町村合併協議会での取扱い事例</p> <p>合併後は、各町の財産についてはすべて新市町村に引き継ぐこととなるので、負の財産である、各町の地方債についてもすべてそのまま新市に引き継ぐこととなります。</p> <p>合併までの期間における各町の起債については、駆け込み事業等を防ぐ規制などはないが、お互いの信頼関係において、新市の財政状況に悪影響を及ぼさないよう必要な範囲にとどめることで協議が進められているようである。</p>	再編 (現行には基づかず、新たな制度に再編する。)	<div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-right: 10px;"> ┌─── 合併時 ───┐ │ 経過措置 (年程度) │ └───┘ </div>
	廃止 (「統合」「再編」も行わず、既存制度を廃止する。)	<div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-right: 10px;"> ┌─── 合併時 ───┐ │ 経過措置 (年程度) │ └───┘ </div>
	調整猶予 (現行どおり又は地域限定として、新町において整理する。)	猶予期間 (年程度)
	その他 (上記区分のいずれにも該当しない調整)	<div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-right: 10px;"> ┌─── 合併時 ───┐ │ 経過措置 (年程度) │ └───┘ </div>

公 有 財 産 の 状 況

(単 位 : m²)

項 目		大 成 町				瀬 棚 町				北 檜 山 町				
公 有 財 産		土 地	建 物			土 地	建 物			土 地	建 物			
			木 造	非 木 造	計		木 造	非 木 造	計		木 造	非 木 造	計	
行 政 財 産	公 用 財 産	本 庁 舎	2,272		2,234	2,234	10,832		3,184	3,184	12,139		4,205	4,205
		そ の 他 の 施 設	15,074	106	504	610	3,617		234	234				
	公 共 財 産	学 校	86,311	1,514	11,589	13,103	105,220	1,899	14,259	16,158	348,777	6,923	15,272	22,195
		公 営 住 宅	43,466		12,467	12,467	39,101	20	9,628	9,648	88,662		13,540	13,540
		公 園	18,548	90	19	109								
		そ の 他	227,149	6,569	11,728	18,297	364,263	3,138	16,254	19,392	1,286,812	7,357	9,964	17,321
	そ の 他													
小 計	392,820	8,279	38,541	46,828	523,033	5,057	43,559	48,616	1,736,390	14,280	42,981	57,261		
普 通 財 産	土 地	宅 地	28,707				93,038				282,392			
		山 林	7,346,744				4,433,725				12,021,269			
		原 野	1,025,749				405,850				4,621,778			
		そ の 他	39,004								706,993			
	建 物	職 員 住 宅						750	719	1,469		1,322		1,322
		教 員 住 宅	6,189	2,837		2,837	19,987	1,102	2,276	3,378		3,542	1,280	4,822
		そ の 他	1,815	848		848		2,038	918	2,956				
小 計	8,448,208	3,685		3,685	4,952,600	3,890	3,913	7,803	17,632,432	4,864	1,280	6,144		
合 計	8,841,028	11,964	38,541	50,505	5,475,633	8,947	47,472	56,419	19,368,822	19,144	44,261	63,405		

(平 成 14 年 度 決 算 数 値)

出資金・出損金による権利

(単位：千円)

区 分	大成町	瀬棚町	北檜山町
北海道国民健康保険団体連合会	207		375
北海道私学振興基金協会	45	45	100
北海道漁業信用基金協会	17,400	13,500	4,000
渡島信用金庫	70		1
北海道農業信用基金協会	300	600	1,520
北海道市町村職員福祉協会	750	750	1,000
土地開発公社	5,000		10,000
北海道健康づくり財団	1,720	1,880	2,880
はまなす財団(北海道地域総合開発機構)	200	200	200
財団法人ふるさと情報センター		500	
檜山広域行政組合(ふるさと市町村圏)	67,860	68,034	95,730
財団法人北海道暴力追放センター	300	400	700
北海道社会福祉運営財団	100	110	320
北海道さけ・ます増殖事業協会	20	220	120
檜山漁業振興協会	100,000	100,000	100,000
北海道栽培漁業振興協会	10,000	10,000	9,000
北部檜山森林組合	4,000	4,000	4,000
北海道漁船海難救済基金協会	170	61	32
北海道学校保健会	75	189	232
財団法人貝取潤温泉公社	10,000		
財団法人北海道農業開発公社		200	2,200
北海道土地改良事業団体連合会出資証券		100	350
北海道曹達株式会社			130
北海道開発コンサルタント			9
函館空港ビルディング株式会社			200
北海道勤労者信用基金協会		150	200
北檜山町立国保病院			1,002,268
財団法人札幌交響楽団		200	300
株式会社 北檜山町観光振興公社			51,000
北海道国際航空			
今金町森林組合			
合 計	218,217	201,139	1,286,867

(平成14年度決算数値)

有価証券による権利

(単位：千円)

区 分	大成町	瀬棚町	北檜山町
北海道曹達株式会社	180	70	
函館空港ビルディング(株)券	200	200	
株式会社北海道銀行	675		
株式会社クアプラザピリカ			
合 計	1,055	270	

(平成14年度決算数値)

債 権

(単位：千円)

区 分	大成町	瀬棚町	北檜山町
奨学資金貸付金	1,762	2,581	
農業後継者奨学資金貸付金			
災害援護資金貸付金	11,269	4,949	7,028
農業経営活性化対策資金貸付金			
土地売払収入		3,403	
土地開発公社貸付金			12,000
合 計	13,031	10,933	19,028

(平成14年度決算額)

基 金

(単位:千円)

区 分	大成町	瀬棚町	北檜山町
財政調整基金	218,509	200,498	145,467
減債基金	145,761	185,873	100,017
ふるさと振興基金			94,820
社会福祉振興基金	50,446		
健民育成基金	52,244		
奨学資金貸付基金	35,347	22,347	61,163
地域福祉基金			179,538
災害復興基金	23,593	2,353	
中山間ふるさと水と土保全基金	3,784	238	
土地開発基金	7,910	6,054	247,600
水産種苗育成センター事業財政調整基金	44,695		
簡易水道事業財政調整基金	51,653		22,944
公共下水道事業財政調整基金	15,001		
国民健康保険事業財政調整基金	87,583	44,981	95,379
港湾整備基金		5,226	
国鉄瀬棚線代替輸送確保基金		127,174	286,543
畜産振興基金		74	
社会福祉基金		84,302	
人材育成基金		37,082	
災害救助基金		5,103	
土地基金		6,054	
水産業振興基金		13,943	
中山間地域活性化推進基金		1,001	
国民健康保険診療所基金		35,963	
市街地区簡易水道整備基金		5,371	
産業担い手育成基金			32,579
狩場霊園基金			10,179
スポーツと文化振興基金			36,257
河川環境保全基金			6,100
地震災害復興基金			108,231
漁業振興基金			57,522
国営土地改良支払基金			
文庫基金			
ふるさと創生基金			
文化センター基金			
公共施設整備基金			
介護保険給付費準備基金			
営農用水道整備基金		977	
国営かんがい排水事業負担金支払基金			
合 計	736,526	784,614	1,484,339

(平成15年5月31日現在)

備 荒 資 金

(単位:千円)

区 分	大成町	瀬棚町	北檜山町
備 荒 資 金	33,401	55,756	204,210

(平成 15 年 5 月 31 日現在)

基金の将来推移

(単位:千円)

町 名	H 14 年度末保有額	平成 17 年 3 月末までの取崩予定額	平成 17 年 3 月末残額
大 成 町	736,526	517,784	218,742
瀬 棚 町	784,614	277,900	506,714
北 檜 山 町	1,484,339	271,635	1,212,704
合 計	3,005,479	1,067,319	1,938,160

(H15 年 12 月 1 日現在)

基金取崩予定額内訳

(単位:千円)

町 名	基 金 名	H 15 年度	H 16 年度	H 17 年度	合 計
大 成 町	財政調整基金	79,901	70,000	62,000	211,901
	減債基金	120,000	20,000	6,000	146,000
	特定目的基金	41,314	76,528	48,000	165,842
	特別会計基金	40,041	70,000	100,000	210,041
	小 計	281,256	236,528	216,000	733,784
瀬 棚 町	財政調整基金	90,000	50,000	50,000	190,000
	減債基金	80,000	50,000	50,000	180,000
	その他特定目的基金	4,900	3,000	3,000	10,900
	小 計	174,900	103,000	103,000	380,900
北 檜 山 町	財政調整基金	85,000	60,000	60,000	205,000
	減債基金	42,000	30,000	20,000	92,000
	国鉄瀬棚線代替輸送確保基金	4,072	17,436	18,000	39,508
	地域福祉基金	2,655	3,000	3,000	8,655
	地震災害復興基金	210	1,000	1,000	2,210
	狩場霊園基金	508	600	600	1,708
	漁業振興基金	8,154	5,000	5,000	18,154
	産業担い手育成基金	7,000	5,000	5,000	17,000
	小 計	149,599	122,036	112,600	384,235
合 計	605,755	461,564	431,600	1,498,919	

物品（車両等）

項目		大成町		瀬棚町		北檜山町	
		台数	備考	台数	備考	台数	備考
乗用車	普通	13		13		13	
	軽	1		3		4	
貨物車	普通	1					
	軽	4					
トラック (ダンプ)	大型					1	
	普通	1		1		2	
	軽	2		3		3	
ワゴン車		2		1		2	
バス		5	スクールバス、 ディサービスバ ス、福祉バス、 患者輸送バス	1		4	福祉バス、患者 輸送バス、スク ールバス、ホテル 送迎用バス
大型特殊車両		2	タイヤショベル、 除雪車			3	タイヤショベル、 グレーダー、 大型ロータリー
小型特殊車両		2	ミニショベル、 ロータリー			3	小型ロータリー トラクター、 スポーツトラク ター（芝刈り機
交通指導車		1		1		1	
合計		34		23		37	

(平成15年度末数値)

地方債現在高及び地方交付税参入額調

(単位：千円)

会計名		町名	H14年度末現在高	うち地方交付税 算入額・率		うち一般財源
普通会計		大成町	3,654,021	1,675,897	45.9%	1,978,124
		瀬棚町	6,771,139	4,880,120	72.1%	1,891,019
		北檜山町	7,073,674	3,678,310	52.0%	3,395,364
小計			17,498,834	10,234,327	58.5%	7,264,507
特別会計	下水道事業会計	大成町	845,303	518,428	61.3%	326,875
		瀬棚町	857,454	567,597	66.2%	289,857
		北檜山町	2,185,930	1,202,262	55.0%	983,668
	簡易水道会計	瀬棚町	118,640	36,276	30.6%	82,364
		北檜山町	1,081,485	572,804	53.0%	508,681
	国保診療所会計	瀬棚町	362,935	254,055	70.0%	108,880
	国保病院会計	大成町	27,136	1,892	7.0%	25,244
		北檜山町	163,093	50,302	30.8%	112,791
水産種苗育成センター事業会計	大成町	26,400	19,993	75.7%	6,407	
小計			898,839	540,313	60.1%	358,526
			1,339,029	857,928	64.1%	481,101
			3,430,508	1,825,368	53.2%	1,605,140
町別合計		大成町	4,552,860	2,216,210	48.7%	2,336,650
		瀬棚町	8,110,168	5,738,048	70.8%	2,372,120
		北檜山町	10,504,182	5,503,678	52.4%	5,000,504
合算額			23,137,210	13,457,936	58.2%	9,709,274

(平成15年5月31日)

債務負担行為後年度支出予定額

(単位：千円)

町名	H15年度以降の 支出予定額	うち一般財源	債務負担行為最終年度
大成町	45,620	45,620	H21年度
瀬棚町	123,351	116,461	H32年度
北檜山町	954,071	802,453	H38年度
合計	1,123,042	964,534	

(平成14年度決算数値)

《参考》

H15年度補正以降債務負担計上見込み(新規分)

(単位：千円)

町名	事業名	期間	限度額
大成町			
	小計		
瀬棚町			
	小計		
北檜山町	北檜山町史(続編)編集事業	H16年度	8,400
	大家畜経営改善支援資金利子補給金	H16年度~H35年度	97
	漁業近代化資金利子補給	H16年度~H21年度	109
	小計		8,606
合計			8,606

先進事例（調整の内容）

ひたちなか市（茨城県／平成6年11月1日 新設合併）

2市の所有する財産は、すべて新市に引継ぐものとする。

あきる野市（東京都／平成7年9月1日 新設合併）

2市長の所有する財産及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐものとする。
戸倉財産区財産は、戸倉財産区財産として新市に引き継ぐものとする。

篠山市（兵庫県／平成11年4月1日 新設合併）

4町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。
畑財産区有財産は、畑財産区有財産として新町に引き継ぐものとする。

新潟市（新潟県／平成13年1月1日 編入合併）

黒埼町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、すべて新潟市に引き継ぐものとする。

西東京市（東京都／平成13年1月21日 新設合併）

2市の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。

潮来市（茨城県／平成13年4月1日 編入合併）

牛堀町の財産（権利及び義務を含む）は、すべて潮来町に引き継ぐものとする。

さいたま市（埼玉県／平成13年5月1日 新設合併）

3市の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。

あさぎり町（熊本県／平成15年4月1日 新設合併）

公有財産（山林を除く）については、現行のまま新町に引き継ぐ。
物品については、現行のまま新町に引き継ぐ。共通の基金額については、合併後の推定基準財政規模の最低20%を確保する。
また、その他の基金額（奨学基金、救護施設基金、土地開発基金等）については、合併時の現有額を持ち寄る。
債務については現行のまま新町に引き継ぐ。
岡原村・須恵村・深田村の所有する山林については、すべて新町に引き継ぐ。
なお、関係村が締結している分収林契約についても、新町に引き継ぐものとする。
上村の所有する山林については財産区に引き継ぐものとし、当該山林に要した負債については上村が合併前に一括償還するものとする。
また、財産区運営のため、合併時に基金を設置することとする。

合併に伴う予算・決算事務の取扱いについて

1 事務承継

合併が行われた場合、合併関係町の事務は新町がその事務を継承します。(地方自治法施行令第5条第1項)

事務の継承とは、公用文書類のみならず、公法上の未徴収金、歳計現金、債権(租税債権等)、債務、更には一切の行政処分を含むものと解されます。

2 決算処理について

合併により消滅した町の収支は、合併日前日をもって打ち切り、合併関係町の町長又は町長の職務代理者であったものがこれを決算することになります。(地方自治法施行令第5条第2項)

また、事務を継承した新町の町長は、当該決算を監査委員の審査に付し、その意見をつけて新町の議会の認定に付さなくてはなりません。(地方自治法施行令第5条第3項)

決算は、認定に関する議会の議決とともに北海道知事に報告し、かつ、その要領を住民に公表しなくてはなりません。(地方自治法施行令第5条第4項)

なお、合併日前日をもって決算を行うこととなるので、会計年度終了後に調整される通常の決算と異なり、出納整理期間が存在しません。このため、合併した時期によっては、国庫支出金や地方債による歳入がなく、消滅した町の収支は赤字となる可能性があります。この場合は、歳入不足額の実態を明確にして赤字決算を行い、新町に引き継ぐこととなります。

【例】

あきる野市における庁内の事務連絡

- 平成7年度予算執行及び暫定予算について(抜粋) -

予算の執行

決算の時期：8月31日をもって会計を閉鎖する。出納期間をもたないので十分注意すること。

歳入：8月31日の収入分をもって決算とする。

歳出：歳出については、出納整理期間をもたないので、原則的に支出負担行為決議書は7月25日までに、かつ支出命令書は7月31日までに起こし、会計課に提出したものを支出の対象とする。

また、翌月払いの経費(社会保険料、電気代、委託料、扶助費、保険給付費、補助均等)で8月31日までに支払いのあるものについては十分注意し、会計課と打ち合わせをしておくこと。

国・都支出金等を受けて執行している事業については、8月31日時点で決算を行うか、継続して事業を遂行するかを各担当課で、国や都の担当者と調整を図ること。

工期が8月25日であることから、工事検査を終了して旧市で全額払うことは大変困難であることから、暫定予算に計上して執行する。

この場合、契約時に旧市で支出負担行為を起票しているが、支払いは新市での執行となるので、支出負担行為を再度起票しておくことになる。

3 新町の暫定予算(骨格予算)

新町の町長及び議会議員が選出されるまでの間は、新町の町長の職務執行者は必要な収支について議会の議決を経ずとも暫定予算を調整し、執行することができる。(地方自治法施行令第2条)ただし、暫定予算に計上できる費用は何でも良いというわけではなく、一般的には

町長及び議員の選挙費

町長及び議員が就任するまでの町の義務的経費(人件費、事務費、扶助費、公債費)等

最小限度の庁舎その他の財産又は公の施設維持管理費

等に限定されるべきものであり、政策面に属する事業費等には計上すべきでないものと考えられています。

檜山北部3町庁舎の現況

町村名	大成町				町村名	瀬棚町				町村名	北檜山町				
所在地	久遠郡大成町字都4 2 7番地				所在地	瀬棚郡瀬棚町字本町7 1 9番地				所在地	瀬棚郡北檜山町字徳島6 3番地1				
庁舎の概要	区分		構造等	延面積 (㎡)	建築年	区分		構造等	延面積 (㎡)	建築年	区分		構造等	延面積 (㎡)	建築年
	役場庁舎		RC 3 F	2,234	S 5 9	役場庁舎		RC	2,868.55	S 5 4	役場庁舎		RC造 3 F	4205.1	H 1 0
	内訳	1 F		1,034.68		内訳	B1		845.377		内訳	1 F		1370.57	
		2 F		923.91			1 F		1,161.49			2 F		1286.69	
		3 F		235.33			2 F		727.146			3 F		804.13	
		渡廊下		40.08			PH1		66.031			BF		743.62	
							PH2		68.503						
	大型車庫			262.19		S 4 9							健康センター		
	大型車庫		2 F	202	S 4 9						除雪センター		S造 2 F	691.34	
	附属建物	車庫	プレハブ	15.26	S 5 4	附属建物									
町民センター		RC 3 F	1,675.55												
車庫		プレハブ	13.66												
	車庫	プレハブ	15.02												
庁舎内職員数	町長部局 4 7 名・教育委員会 5 名・議会事務局 2 名				庁舎内職員数	町長部局36名・教育委員会8名・議会事務局2名・選挙管理委員会1名				庁舎内職員数	町長部局 6 6 名・教育委員会 7 名・議会事務局 2 名・農業委員会事務局 2 名				
敷地面積	庁舎 2,272㎡・町民センター 2,022.56㎡				敷地面積	8,333㎡				敷地面積	12,139.53㎡				
駐車台数	庁舎	一般用23台・職員用13台			駐車台数	庁舎	50台			駐車台数	庁舎	一般用88台・職員用60台			
	町民センター	職員用29台													

町村名	大 成 町		町村名	瀬 棚 町		町村名	北 檜 山 町	
所在地	久遠郡大成町字都4 2 7番地		所在地	瀬棚郡瀬棚町字本町7 1 9番地		所在地	瀬棚郡北檜山町字徳島6 3番地1	
官 公 署	区分	事務所名（役場からの距離）	官 公 署	区分	事務所名（役場からの距離）	官 公 署	区分	事務所名（役場からの距離）
	国の機関	檜山森林管理署大成森林事務所（4.1km）		国の機関	函館開発建設部瀬棚道路総合事業所（1.1km） 函館開発建設部瀬棚港湾建設事業所（0.5km） 瀬棚海上保安署（1.0km）		国の機関	函館統計情報事務所北檜山出張所（0.3km） 渡島森林管理署東瀬棚上級森林事務所（0.3km）
	郵便局	久遠郵便局（0.4km）・宮野郵便局（4.0km）		郵便局	瀬棚郵便局（0.5km）・島歌郵便局（15km）		郵便局	北檜山郵便局（0.5km）・丹羽郵便局（5.0km）・若松郵便局（8.0km）・太檜郵便局（10.0km）
	道の機関			道の機関	桧山支庁檜山北部地区水産技術普及指導所（0.5km）		道の機関	北檜山社会福祉事務所出張所（0.3km） 檜山北部地区林業指導事務所（0.3km） 北檜山治山事業監督員詰所（0.3km） 北檜山耕地課監督員詰所（0.3km） 檜山北部地区農業改良普及センター（0.3km）
	警察署	北檜山警察署大成警察官駐在所（0.2km） 北檜山警察署宮野警察官駐在所（4.0km）		警察署	北桧山警察署瀬棚駐在所（0.2km）		警察署	北檜山警察署（0.3km） 北檜山警察署若松駐在所（7.0km）
	消防機関	檜山広域行政組合大成消防署（0.15km）		消防機関	檜山広域行政組合瀬棚消防署（0.1km）		消防機関	檜山広域行政組合北檜山消防署（0.3km）
	最寄のバス停	大成学校前（0.5km）		最寄のバス停	函館バス瀬棚市街（0.5km）		最寄のバス停	北檜山町役場前（0.3km）
	その他			その他			その他	

（H16.4.1現在）